

令和6年3月8日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
代表 03-5253-8111

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律の施行に伴う国土交通省所管省令・告示の改正案等  
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年12月7日（木）から令和6年1月5日（金）までの期間において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省所管省令・告示の改正案等に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省所管  
省令・告示の改正案等に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※1の個人・団体から合計1件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
i(3) 所要の改正について	
建築副主事（限定特定行政庁と特別区以外）の事務は、大規模建築物以外の建築物の敷地内にある工作物に限られるのか。	工作物における建築副主事（限定特定行政庁と特別区以外）の事務の範囲は大規模建築物以外の建築物の敷地内にある工作物に限りません。